

# 創業・新分野進出をお考えの方への 各種助成金のご案内

(厚生労働省所管)

宮 崎 労 働 局

平成20年度版

## 注 意 点

- 1 . このパンフレットは、宮崎県内での創業・新分野進出等に伴い、新たに雇用保険の被保険者として労働者を雇入れる場合に該当する助成金を中心にまとめたものです。
- 2 . 掲載された相互の助成金、または県・市町村において支給される助成金（補助金）とは重複して受けられないものがありますので、お問い合わせいただく等、事前にご確認ください。
- 3 . 掲載された助成金は、その取扱いが変更または廃止される場合があります。
- 4 . 掲載された事項以外にも支給要件・手続き等がありますので、各助成金の案内の末尾に記載された取扱機関へ事前にお問い合わせください。
- 5 . 掲載された助成金以外にも、雇入れ・能力開発・雇用管理改善等に関する各種助成金制度がありますので、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
( <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/index.html> )
- 6 . 偽りその他不正の行為により受給し、または受給しようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、助成金ごとに定められた支給要件に該当しない事業主に対しては支給されません。また、既に支給した助成金の返還を求めることがあります。

このパンフレットは、宮崎労働局ホームページからダウンロードできます。

<http://www.miyazaki.plb.go.jp/antei/jyoseikin.pdf>

## 目次（取扱機関）

- 1 . 地域雇用開発助成金（労働局またはハローワーク）・・・・・・・・・・ 1
- 2 . 受給資格者創業支援助成金（労働局またはハローワーク）・・・・・・・・ 6
- 3 . 特定求職者雇用開発助成金（労働局またはハローワーク）・・・・・・・・ 8
- 4 . 介護基盤人材確保助成金（介護労働安定センター宮崎支部）・・・・・・・・ 10
- 5 . 高齢者等共同就業機会創出助成金（宮崎県雇用開発協会）・・・・・・・・ 10
- 6 . 中小企業基盤人材確保助成金（雇用・能力開発機構宮崎センター）・・・・ 10
- 7 . 郵送等による支給申請書の提出について（労働局）・・・・・・・・・・ 11

## お問い合わせ先

- ・ 宮崎労働局職業対策課 TEL：0985 - 38 - 8824
- ・ ハローワーク宮崎 TEL：0985 - 23 - 2245
- ・ ハローワーク延岡 TEL：0982 - 32 - 5435
- ・ ハローワーク日向 TEL：0982 - 52 - 4131
- ・ ハローワーク都城 TEL：0986 - 22 - 1745
- ・ ハローワーク日南 TEL：0987 - 23 - 8609
- ・ ハローワーク高鍋 TEL：0983 - 23 - 0848
- ・ ハローワーク小林 TEL：0984 - 23 - 2171
- ・ （社）宮崎県雇用開発協会 TEL：0985 - 29 - 0500
- ・ （財）介護労働安定センター  
宮崎支部 TEL：0985 - 31 - 0261
- ・ 独立行政法人  
雇用・能力開発機構宮崎センター TEL：0985 - 51 - 1511

# 地域雇用開発助成金

同意雇用開発促進地域( 1。以下同じ)に居住する求職者等を雇入れることに伴い、事業所の設置・整備をする事業主又は、中核人材労働者を受入れ、それに伴いその地域に居住する求職者等を雇入れる事業主に対して、**雇用開発奨励金**、**中核人材活用奨励金**、**地方再生中小企業創業助成金**を支給します。

- ( 1) 延岡市・日向市・西臼杵郡・東臼杵郡(平成22年9月30日まで地域指定)  
上記以外で、宮崎市・綾町・国富町・清武町を**除く**地域(平成23年3月31日まで地域指定)

## 雇用開発奨励金

各地域において、雇入れた対象労働者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。なお、設置・整備の対象については、国の補助金等(地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます)の補助対象となっているものを除くなどの一定の条件があります。

### 【受給できる事業主】

- (1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画(計画届)を、宮崎労働局長に提出した日(計画日)から、その計画が完了した旨の届(完了届)を宮崎労働局長に提出した日(完了日)までの間(最大18ヶ月)に、**当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者**(雇用保険の一般被保険者)として**3人(ただし、創業に限り2人)以上雇入れ**、かつ、それに伴い事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備を行う(その費用の合計額が**300万円以上**のものに限る)事業主であること。
- (2) (1)の雇入れが地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (3) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

### 【受給できる額】

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、**1年ごとに3回**支給します。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数(人)								
	3(2)~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~39	40~49	50以上
300万以上 1,000万未満	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
1,000万以上 2,000万未満	45万円	75万円	150万円	225万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
2,000万以上 5,000万未満	60万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	500万円	500万円	500万円
5,000万以上	75万円	125万円	250万円	375万円	500万円	625万円	750万円	1,000万円	1,250万円

( )内は創業の場合

## 【受給のための手続】

- (1) 計画から受給までの基本的な手続は、次のとおりです。
  - イ. 「事業所設置・整備及び雇入れ計画書」の提出
  - ロ. 事業所の設置・整備
  - ハ. 労働者を雇入れ
  - ニ. 「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」、「申請資格確認届」、「支給申請書(申請書は以後1年ごと)」の提出
  - ホ. 助成金の受給
- (2) (1)のこの完了届提出と同時に、「雇入れ労働者申告書」「事業所設置・整備費用申告書」並びに関係添付資料を提出していただきます。
- (3) 申請書等を提出していただいた後、設置・整備費用又は雇入れ労働者等の確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。
- (4) 計画の変更又は撤回、計画の完了後に雇用調整を行うなど雇用開発を中止する場合等は、計画書等を提出した公共職業安定所へご相談ください。

## 【支給要件】

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における、事業所で**継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所で継続して雇用する労働者の数未満となったとき、奨励金は支給されません。**
- (2) 完了日後において、**当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき**(当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇入れたときは除きます。ただし、解雇等事業主都合で離職させた事業主は対象労働者の補充は行えません。)、**当該奨励金は支給されません。**

**その他の条件、手続等の詳細については、宮崎労働局職業対策課又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。**

## 中核人材活用奨励金

同意雇用開発促進地域において、中核人材労働者(5人まで)を受入れ、又、これに伴い当該地域内に居住する求職者を雇入れる事業主に対し、一定額を助成します

## 【受給できる事業主】

- (1) 地域内に所在する事業所の事業主であり、新たな事業展開(創業、異種業への進出、新製品・新商品の開発、高付価値化、販路の拡大、経営の高度化等をいう。)に資すると認められる中核人材労働者の受入れ(雇入れ、出向その他の契約に基づき受入れること)又はこれに伴う労働者の雇入れに関する計画(計画届)を宮崎労働局長に提出した日(計画日)からその計画が完了した旨の届(完了届)を宮崎労働局長に提出した日(完了日)までの間(最大1年)に、中核人材労働者を受入れる事業主であること。
- (2) (1)の受入れに伴い、当該受入れに係る中核人材労働者の数の2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇入れる事業主であること。
- (3) (1)及び(2)の受入れ等が同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

- (4) (1)及び(2)の受入れ等に係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

### 【受給できる額】

当該事業所に受入れた中核人材労働者(5人まで)の人数に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給します。

中核人材労働者	1人当たり 100万円 (中小企業は140万円)
---------	--------------------------

### 【受給のための手続】

- (1) 「中核人材活用奨励金受入れ等計画書」を宮崎労働局長に提出してください。
- (2) 完了届提出と同時に「中核人材活用奨励金中核人材受入れ等申告書」及び関係添付資料を提出してください。
- (3) 申請資格を受けた後、助成期間の最初の6ヶ月を第1期、次の6ヶ月を第2期として、その末日の翌日から起算して1ヶ月以内に「中核人材活用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて宮崎労働局長に支給申請を行います。

### 【その他】

中核人材労働者とは？

- ・ 熟練技能者(生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者)
- ・ 製品・技術の開発担当者( 技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門知識を有し、かつ、製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に3年間以上従事していた者、又は 製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に7年間以上従事していた者)
- ・ 新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者(事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識を有するか、部下を指揮・監督する業務に従事する課長相当職以上の者で年収400万円以上の賃金(賞与を除く)の者)

中小企業は、資本・出資の額、常時雇用する労働者の数、主な事業により判別します。

## 地方再生中小企業創業助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域( 1)において、当該地域における地方再生分野( 2)で創業し、労働者を雇い入れる事業主に対して、創業に要した費用の一部、及び雇入れに係る奨励金を支給するものです。

- ( 1)宮崎県を含む全国21道県です。
- ( 2)道県等で構成される協議会等が定める重点産業分野(日本標準産業分類番号(中分類))に該当する事業で、宮崎県が定めた地方再生分野は食品製造業(09)、情報サービス業(39)及び社会保険・社会福祉・介護事業(85)の3分野となります。  
(地方再生分野の適用日は、平成20年4月11日となります。)

### 【受給できる事業主】

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 中小企業者の要件を満たす事業主であること。(中小企業は、資本・出資の額、常時雇用する労働者の数、主な事業により判別します。)
- (3) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に法人等の主たる事務所を設置していること。
- (4) 法人の設立登記又は個人事業の開業( 1)(以下「法人等の設立」といいます)の日から起算して6ヶ月を経過する日までに、地方再生事業計画の認定申請を行なっていること。

- (5) 認定を受けた地方再生事業に基づき、地方再生事業を主たる事業として行っていること。
  - (6) 事業の実施に必要な許認可等を受けていることをはじめとして、法令を遵守し、適切に運営するものであること。
  - (7) 創業・雇入対象労働者(法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に雇入れた65歳未満の雇用保険の一般被保険者で6ヶ月以上経過したもの)を雇用したこと。
  - (8) 資本、資金、人事、取引等の状況から、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が行なう事業と同一性が認められる事業を行っていない場合。
  - (9) 法人等の代表者が、当該法人等が行なう事業と同一性が認められる事業を行なう他の個人事業主若しくは法人の代表者でない場合、又は当該個人事業主若しくは法人の代表者でなかった場合。
  - (10) 法人等の取締役会等の構成員の過半数が、当該法人の行なう事業と同一性が認められる事業を行なう他の事業主の役員でない場合、又は役員でなかった場合。
  - (11) 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人等でない場合。
  - (12) 法人等の設立の日から、助成金の支給申請日までの間に、雇用する被保険者を事業主都合により解雇したことがない事業主であること。
  - (13) 労働関係帳簿類(出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等)及び会計関係帳簿類(総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人等の預金通帳等)を備えている事業主であること。
- ( 1) 開業をする日又は雇用保険の適用事業の事業主となる日のいずれか早い日をいいます。

## 【受給できる額】

### 1 創業支援金

(1)法人等の設立の日から6ヶ月以内(以下「経費の対象期間」という)に支払った次の(ア)から(ウ)までに掲げる対象経費(人件費を除きます)の合計額に3分の1を乗じて得た額(1000円未満切捨て)(以下「基準額」といいます)です。ただし、(2)の上限額を超える場合は、当該上限額を支給します。

(ア)当該法人等の設立に関する事業計画作成費

対象経費の総額は75万円が限度となります。

(イ)職業能力開発費

(ウ)設備・運営経費

(2)創業支援金の上限額

(ア)創業・雇入支援対象労働者が5人以上である場合 500万円

(イ)創業・雇入支援対象労働者が5人未満である場合 300万円

### 2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象労働者1人当たり30万円です。ただし、100人分が上限となります。(なお、小売業の場合は、50人分が上限となります。)

### 3 追加創業支援金

創業・雇入対象労働者5人未満で創業支援金の支給を受けた事業主が、追加で雇入れることで、創業・雇入対象労働者が5人以上となり上限額が増えた場合に支給します。基準額から創業支援金の支給額を減じた額です。ただし、基準額が上限額の500万円以上の場合、上限額から創業支援金の支給額を減じた額です。

## 【受給のための手続き】

- (1) 地方再生事業計画の認定申請  
法人等の設立の日から起算して6ヶ月を経過する日までに事業計画の認定申請を宮崎労働局長に提出し、認定を受けてください。なお、法人等の設立前に計画申請を提出する場合は、計画の認定後3ヶ月以内に法人等の設立が必要となります。
- (2) 創業支援金、雇入れ奨励金の支給申請書の提出  
創業・雇入支援対象労働者の5人目(5人未満の場合は1人目)の雇入れの日から起算して6ヶ月を経過する日以降であって、支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者の最後の雇入れ日から6ヶ月を経過する日以後、当該日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、創業支援金及び雇入れ奨励金の支給申請をすることができます。
- (3) 追加雇入れ奨励金の支給申請書の提出  
新たに雇入れた創業・雇入支援対象労働者の雇入れ日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から1ヶ月を経過する日までの間に、追加支給申請をすることができます。
- (4) 追加創業支援金の支給申請書の提出  
創業・雇入支援対象労働者の数が5人に達した日から6ヶ月を経過した日以降であって、支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者の最後の雇入れ日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、追加の支給申請をすることができます。

## 【 注 意 】

地域雇用開発助成金の支給に際しては、以下の要件に該当した場合には助成金は支給されません。

- (1) 計画日から完了日までの間に、事業所で雇用する被保険者を**解雇等事業主都合で離職**させた事業主等に対しては支給されません。
- (2) **労働保険料の納付を滞納**している事業所は当該助成金の支給は受けられません。
- (3) 不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり**助成金の不支給措置**がとられている場合には当該助成金の支給は受けられません。
- (4) **労働関係法令の違反**により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合は当該助成金の支給は受けられません。  
また、雇入れた対象労働者については、雇入れ日において65歳未満の者に限るなどの一定の条件があります。

その他の条件、手続き等の詳細については、宮崎労働局職業対策課又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

# 受給資格者創業支援助成金

受給資格者創業支援助成金は、雇用保険の受給資格者（失業者）自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成することにより、失業者の自立を積極的に支援するものです。

なお、雇用情勢の改善が遅れている地域（P1の1に同じ）において創業した場合は、失業者の自立への支援と併せ、当該地域における雇用の創出を図るため、支給額が引き上げられます。

## 【受給できる事業主】

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 次のいずれにも該当する法人等（法人又は個人をいいます）を設立（法人等が個人である場合にあっては、事業を開始すること（1）をいいます）した事業主であること。
  - （イ） **当該法人等を設立する前に、法人等を設立する旨をその住所又は居所を管轄する公共職業安定所長に届け出た（法人等設立事前届）**受給資格者（2）であって、当該法人等を設立した日（設立の登記をすることによって成立した法人である場合にあっては当該設立の登記をした日）の前日において、当該受給資格に係る支給残日数が1日以上であるもの（以下「**創業受給資格者**」といいます）が設立したものであること。
  - （ロ） **創業受給資格者が専ら当該法人等の業務**（当該法人等が個人である場合にあっては、当該個人の開始した事業に係る業務をいいます）**に従事するものであること。**
  - （ハ） 法人にあっては、創業受給資格者が出資し、かつ、代表者であるものであること。
  - （ニ） 当該法人等の設立の日以後3ヶ月以上事業を行っているものであること。
- 3 当該法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）を雇入れ、かつ、当該者を助成金の支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主であること。
  - （1） 開業をする日又は雇用保険の適用事業の事業主となる日のいずれか早い日をいいます。
  - （2） 既に公共職業安定所において失業給付金の受給資格決定を受けており、かつ、その受給資格に係る離職の日における雇用保険法の規定による算定基礎期間が5年以上であるものに限りません。

## 【受給できる額】

### 1 助成対象となる費用

助成対象となる費用は、次の(1)から(3)までに掲げる費用（人件費を除きます）及び当該法人等の設立の日から起算して3ヶ月の期間内に支払いの発生原因が生じた(4)から(7)までに掲げる費用（人件費を除きます）であり、かつ、支払いに係る契約の日から第1回目の支給申請時までの間に支払いが完了したものです。

- （1） 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した費用
- （2） 当該法人等を設立する前に、創業受給資格者が自ら従事することとなる職務に必要な知識もしくは技能を習得させ、又は習得するための講習又は相談を行うために要した費用

- (3) (1) から (2) に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した費用  
法人の設立の登記の手續に要した費用、各種許認可の手續に要した費用、事務所等の改装及び賃借に要した費用、設備、機械、機器、備品、車両等の動産の購入費等。
- (4) 当該法人等に雇用される労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を修得させるための講習又は相談に要した費用  
資格取得費、講習・研修会等の受講費用等、キャリアコンサルタント等への相談に要した費用。
- (5) 創業受給資格者が自ら従事する職務に必要な知識又は技能を修得するための講習又は相談に要した費用
- (6) 当該法人等に雇用される労働者の雇用管理の改善に関する事業（労働者の募集・採用、就業規則の策定、職業適性検査の実施等）に要した費用
- (7) (4) から (6) までに掲げるもののほか、法人等の運営に要した費用  
事務所等の改装及び賃借に要した費用、設備、機械、機器、備品、車両等の動産の購入費、事務所等の賃借料、動産のリース料、その他当該法人等の運営に要した費用。

## 2 支給額

支給額は1の費用の**合計額の3分の1に相当する額**(その額が200万円を超えるときは、200万円)です。なお、創業受給資格者が特定地域進出事業主(3)である場合には、支給額を1の合計額の2分の1に相当する額(その額が300万円を超えるときは、300万円)に引き上げます。

- (3) 創業受給資格者が同意雇用開発促進地域(P1の1に同じ)において、当該地域に係る指定期間内に法人等を設立する事業主であって、法人等の設立から第1回目の支給申請時までの間、継続して同一の地域内において法人等を設立し、雇用保険の適用事業の事業主になっているものをいいます。又、一定の条件を満たす場合には移転経費に対する助成金も支給されます。

## 【受給のための手続き】

### 1 法人等設立事前届の提出

法人等の設立の日の前日までに署名又は記名押印した**法人等設立事前届**を作成し、雇用保険受給資格者証(表裏両面)の写しを添付して、**管轄公共職業安定所長**に提出しなければなりません。

### 2 支給申請

助成金を受けようとする事業主は、支給申請書を作成し、次に掲げる期間内に、必要な書類を添付した上で、創業する事業所を管轄する労働局に提出しなければなりません。

助成金の支給金額は1/2ずつ、2回に分けて支給されます。

#### (1) 第1回目の支給申請

雇用保険の適用事業の事業主となった日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日以降、当該日から起算して1ヶ月を経過する日までの間

#### (2) 第2回目の支給申請

雇用保険の適用事業の事業主となった日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日以降、当該日から起算して1ヶ月を経過する日までの間

(第1回目の支給申請に係る支給決定がされている必要があります。)

**その他の条件、手続き等の詳細については、宮崎労働局職業対策課又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。**

# 特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な方（ 1 ）を、公共職業安定所又は雇用関係給付金を取扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して賃金相当額の一部を助成するもので、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

（ 1 ） 60歳以上の方・身体障害者・知的障害者・精神障害者・母子家庭の母等、その他特定離職者手帳所持者等（以下、「**特定求職者**」という。）

## 【受給できる事業主】

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 特定求職者（雇入れられた日現在における満年齢が65歳未満の方に限る）を**公共職業安定所又は雇用関係給付金を取扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介**（職業紹介を受けた日に雇用保険被保険者でないこと）により、一般被保険者として雇入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主。

ただし、次の者を一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇入れる場合には、職業紹介を受けた日に被保険者であっても構いません。

・重度身体障害者 ・身体障害者のうち45歳以上の者 ・重度知的障害者 ・知的障害者のうち45歳以上の者 ・精神障害者（以下、「**重度障害者等**」という。）

- 3 対象労働者の雇入れ前及び後6ヶ月間において、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む）したことがない事業主。
- 4 対象労働者の雇入れ前及び後6ヶ月間において、当該雇入れに係る事業所で特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）を3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主。
- 5 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・雇用契約書又は雇入れ通知書等）を整備、保管していること。

## 【受給できる額】

- 1 助成対象期間（雇入れの日等から起算）
  - （1） 重度障害者等を雇い入れた事業主（短時間労働者として雇入れた場合を除く）  
**1年6ヶ月間**
  - （2） それ以外の対象労働者を雇入れた事業主の場合  
**1年間**

## 助成額

対象労働者 (一般被保険者)	高年齢者、障害者、 母子家庭の母等 ( 以外の対象者)	高年齢者、障害者、 母子家庭の母等 (短時間労働者)	重度障害者等 (重度身体障害者、45歳以上 の障害者、精神障害者) (短時間労働者を除く)
助成期間	1年	1年	1年6ヶ月
大企業	50万円	30万円	100万円
中小企業	60万円	40万円	120万円

### 【受給のための手続】

支給を受けるためには、対象労働者を雇入れた事業所の所在地を管轄する労働局に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後1ヶ月(支給申請期間)以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

### 【注意】

1. 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。

安定所又は有料・無料職業紹介事業者の**紹介以前に、雇用の内定があった**対象労働者を雇入れる場合。

安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合。

資本、賃金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇入れる場合。

助成金の支給対象期間中、**対象労働者を事業主の都合により解雇**(勧奨退職等を含む)した場合雇入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇入れる場合。

雇入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇入れる場合。

対象労働者に対する支給対象期についての賃金を、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合。

助成金の支給を行う際に、前々年度より前の年度に係る**労働保険料を滞納**している場合。

不正行為により(本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け又は受けようとしたことにより)3年間にわたる**助成金の不支給措置**がとられている場合。

労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合。

2. この助成金の受給中や支給期間が終了してから対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求められます。

**その他の条件、手続き等の詳細については、宮崎労働局職業対策課又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。**

# その他の助成金

## <介護基盤人材確保助成金>

介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、介護労働者の定着率改善を図るとともに雇用管理の改善を推進するため、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として新サービスの提供等に係る業務に就く特定労働者(社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員(1級)の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者、又はサービス提供責任者として1年以上の実務経験を有する者)を雇入れる場合に助成するものです。

### 受給できる額

雇入れの日から起算して6ヶ月の期間に、**特定労働者一人当たり70万円**を限度に受給できます。  
(3人まで)

支給要件・手続き等の詳細については、[\(財\)介護労働安定センター宮崎支部にお問い合わせください。](#)

## <高年齢者等共同就業機会創出助成金>

45歳以上の高年齢者等3人以上がその職業経験を活かし、共同して創業(法人を設立)し、高年齢者等(45歳以上65歳未満)を雇用保険被保険者として雇入れて継続的な雇用・就業の機会の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成する制度です。

### 受給できる額

支給対象経費(人件費その他の対象とならない経費があります。)の**合計額に3分の2を乗じて得た額**(千円未満切捨て)で、500万円を限度として支給されます。

支給要件・手続き等の詳細については、[\(社\)宮崎県雇用開発協会にお問い合わせください。](#)

## <中小企業基盤人材確保助成金>

新分野進出等(創業、異業種への進出)を目指す中小企業事業主が、宮崎県知事から雇用管理の改善計画の認定を受け、当該改善計画に基づき、新分野進出等に必要な中小企業者の経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)及び一般労働者を新たに雇入れる場合に助成するものです。

ただし、新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の設置・整備に要する費用を300万円以上負担する事業主であり、かつ、基盤人材は年収350万円以上の賃金で雇入れられる者に限ります。

### 受給できる額

(1) 基盤人材を雇入れた場合には、**一人当たり140万円**を受給できます。(5人まで)

ただし、特定地域(P3の 1に同じ)の事業主においては、一人当たり210万円を限度として引上げ措置を行います。

(2) 一般労働者を雇入れた場合には、**一人当たり30万円**を受給できます。(基盤人材の雇入れ数と同数までを上限)

ただし、特定地域(P3の 1に同じ)の事業主においては、一人当たり40万円を限度として引上げ措置を行います。

支給要件・手続き等の詳細については、[独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センターにお問い合わせください。](#)

# 郵送等による支給申請書の提出について

平成20年4月1日から実施した助成金業務の労働局への集中化による事業主の利便性の低下に対処するため、一定の要件のもとに郵送等による申請をお受けしています。宮崎労働局において受理を行う助成金の支給申請書のうち、郵送等による提出が認められている地域・助成金は以下のとおりです。

## 【対象地域】

延岡市、日向市、えびの市、串間市、東臼杵郡、  
西臼杵郡、児湯郡西米良村

## 【対象助成金】

助成金等の名称	期別種類等	郵送等の可否
特定求職者雇用開発助成金	第1期	否
	第2・3期	<b>可 能</b>
受給資格者創業支援助成金	支給申請(1回目)	否
	支給申請(2回目)	<b>可 能</b>

郵便及び信書便による申請が可能な場合でも、労働局においてその他の要件確認を行ったうえで、許可いたしますので、詳細については必ず事前にお問い合わせください。

郵送許可申請用紙は、宮崎労働局ホームページよりダウンロードできます。

[http://www.miyazaki.plb.go.jp/antei/antei\\_18\\_01.html](http://www.miyazaki.plb.go.jp/antei/antei_18_01.html)

その他の条件、手続き等の詳細については、宮崎労働局職業対策課又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。